

「群馬のふるさと伝統文化」支援事業 事業計画書

1. 事業実施団体

(フリガナ)	マルマルホゾンカイ	
団体名	〇〇保存会	規約のとおり記入
	※団体の規約に記載されている正式名称で申請してください。	
団体所在地	〒3××-×××× 〇〇市〇〇町×丁目×番地××	規約のとおり記入
	電話番号: 027-×××-××××	FAX: 027-×××-××××
(フリガナ)	デントウ タロウ	
代表者名	伝統 太郎	(役職: 会長)
代表者の連絡先等	住所: 〒3××-×××× 〇〇市〇〇町×丁目×番地××	団体所在地と同じ場合は「同上」も可
	電話番号: 027-×××-××××	FAX: 027-×××-××××
	Mail: ×××@×××××	
担当者の連絡先等	担当者名: 継承 花子	(役職: 会計)
	住所: 〒3××-×××× 〇〇市〇〇町×丁目×番地××	
※代表者以外に補助金申請の担当者がある場合に記入	電話番号: 027-×××-××××	FAX: 027-×××-××××
	Mail: ×××@×××××	メールでのやり取りが可能な場合は記入

申請内容の確認ができる電話番号(日中連絡可能なもの)を記入

2. 伝統文化の継承状況

※選択肢があるところは、該当する項目に○をつけてください。

(フリガナ)	マルマルシシマイ	
伝統文化の名称	〇〇獅子舞	
伝 承 地	〇〇市〇〇町	
発祥した時代	〇〇〇〇年頃	※戦前発祥した伝統文化が対象
文化財の登録状況	☐ 国指定 ☐ 県指定 ☒ 市町村指定 ☐ なし	
特 色	〇〇時代から〇〇神社の祭事に奉納されてきた伝統の獅子舞。 前獅子、中獅子、後獅子が舞うもので、舞は○通り、歌は○通りの演目が 伝承されている。	
	継承されている伝統文化の特色を簡潔に記入	
継 承 の 状 況	☐ 順調 ☒ 中断していた時期がある	
	中断していた時期がある 時期: 〇〇年～〇〇年頃	
団体の活動状況	・会員数: 〇〇人 ・稽古の状況や出演したイベント、会員数の増減等: 毎月2回、稽古を行っている。 春と秋に行われる〇〇神社の祭事で奉納している。 毎年〇月に開催される〇〇市伝統芸能まつりに出演している。	
	活動の状況を具体的に記入	

3. 補助を希望する事業の内容

記入例

※選択肢があるところは、該当する項目に○をつけてください。

対 象 事 業	☐ 伝統文化映像記録事業 ☐ 伝承者養成事業 ☐ 伝統文化継承活動事業 ☒ こども伝統文化継承事業 ☐ 地域伝統文化サポーター事業			
補助を希望する事業の目的	新たに子どもを対象とした獅子舞教室を開催し、若年層への伝承を図る。 事業の目的を簡潔に記入			
補助を希望する事業の概要	時期	場所	対象者	内容
※物品購入のみの場合は時期と内容のみ記入 ※事業が複数の場合は事業ごとに記入	8月～3月	〇〇公民館	中学生以下	毎月第2・第4土曜日に、子どもを対象とした獅子舞教室を開催する。
	9月頃			子ども用の衣装を購入する。 子ども用獅子頭の修繕。
	事業の概要を具体的に記入			
期待される効果	地域に伝わる獅子舞を子どもたちに知ってもらうことで、次世代への継承が期待される。 期待される効果を具体的に記入			

4. 事業実施に要する経費

※支出の「補助対象経費」欄についても必ず記入してください。

単位：円

	経 費 区 分	金 額	補助対象経費	摘要(品目、数量など)
収 入	事業団補助金	200,000	補助対象経費×2/3 ただし、各補助メニューの上限額以内	
	市補助金	100,000		
	自己資金	100,000		
	計	400,000		
支 出	指導謝金 (①)	50,000	50,000	講師 10,000円×5日
	交通費 (②)	10,000	10,000	講師旅費 2,000円×5回
	修繕費 (③)	100,000	100,000	獅子頭修繕 100,000円
	備品購入費 (③)	50,000	50,000	衣装 5,000円×10着
	飲食費 (④)	30,000	30,000	飲物 100円×10人×5回 弁当 500円×50個
	消耗品費 (⑤)	20,000	20,000	コピー用紙
	印刷費	50,000	50,000	チラシ 50円×1,000枚
	会場使用料 (⑥)	40,000	40,000	練習室 2,000円×20日
	委託料 (⑦)	50,000	50,000	映像制作費
	計	400,000	400,000	

- ①指導謝金は団体構成員に対するものは対象外。
 ②交通費・旅費は団体構成員に対するものは対象外。公共交通機関とガソリン代のみ対象。
 ③団体が所有するもののみの対象。(「伝統文化映像記録事業」、「地域伝統文化サポーター事業」では対象外)
 ④飲食費は会議時の飲み物代、イベント当日の講師・スタッフ・出演者の弁当代のみ対象。(単価800円以内かつ合計6万円以内)
 ⑤文具、コピー用紙、記録媒体等の消耗品が対象。
 ⑥申請団体の事務所は会場使用料の対象外。
 ⑦委託料は専門業者などでなければできない部分のみの対象。

☒ チラシに記載の留意事項について確認しました。【※チェック必須】

内容を確認し必ず☑(チェック)を入れる

- ①団体の規約 ②団体の役員名簿
 ③対象となる伝統文化や、実施する事業に関する資料(過去に参加した行事のチラシや写真等)

※添付書類は上記の内容が記載されていれば様式は問いません。